

## 非常勤嘱託職員（技能労務職）を追加募集します

町では、平成30年度の非常勤嘱託職員を追加募集します。雇用期間は平成31年3月31日までです。

希望される方は、写真を貼った履歴書と資格を証明するものの写しを提出してください。（郵送可）履歴書は、市販のものでも結構ですが、総務企画課で配布しているほか、基山町ホームページからダウンロードできます。一度提出していただいた履歴書は、返却できませんのでご了承ください。

▽申込み締切日  
5月2日（水）必着  
（土・日曜日、祝日を除く）

※申込み先

総務企画課 行政係

☎92-7915

募集職種・人員	応募資格	業務内容	勤務日数・時間・場所	賃金	担当課
技能労務職 1名	普通自動車運転免許所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住みよい環境整備業務 不法投棄防止、防犯パトロール及び回収清掃作業、主要幹線道路・林道・河川等周辺の清掃美化作業、管理施設（し尿一時貯留施設、葬祭公園）の清掃美化作業等</li> <li>・林道維持管理業務 林道の側溝整備及び草刈作業等</li> <li>・駅前安全確保及び環境美化業務 駅前駐輪場の整理及び放置自転車の撤去、駅前駐車場長時間駐車車の監視、駅前の清掃活動等</li> <li>・街路樹等維持管理業務 街路樹の剪定・伐採作業、町有地の草刈・清掃作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20日/月</li> <li>・午前9時～午後5時</li> <li>※有給休暇あり</li> <li>※午前7時～午後3時の勤務あり（うち休憩1時間）</li> <li>・町内現場、役場</li> </ul>	144,500円/月 （このほか通勤に係る交通費相当分を加算）	財政課 財産管理係 ☎92-7917

※詳しい業務内容については、担当課へお問い合わせください。

## 介護保険嘱託職員（地域包括専門員）を募集

鳥栖地区広域市町村圏組合では、介護保険嘱託職員（地域包括専門員）を募集します。  
※試用期間中は午前8時30分～午後5時15分

### ▽採用予定人員

介護保険嘱託職員（地域包括専門員）：若干名  
・賃金  
臨時職員として研修期間中は日給9,320円、嘱託職員として採用後は月給19万5,700円（社会保険・雇用保険あり）

### ▽任用期間

7月1日から  
※おおむね3ヶ月間の試用期間を経て、嘱託職員として採用されます。

### ▽業務内容

地域包括支援センターに係る次の業務  
・地域包括支援センターの運営に関する確認、指導等  
・地域包括支援センターに関する諸会議の資料作成等

### ▽応募資格

普通運転免許を有し、次のいずれかに該当する方  
①介護支援専門員の資格を有する方  
②社会福祉士の資格を有する方  
③保健師の資格を有する方  
④看護師の資格を有する方

### ▽勤務条件等

勤務時間  
月曜日から金曜日までの午前9時15分～午後5時15分（祝日を除く）  
※試用期間中は午前8時30分～午後5時15分

### ▽提出書類

①申込書（鳥栖地区広域市町村圏組合ホームページよりダウンロードしてください）  
②写真を貼付した市販の履歴書  
③資格を証明する書類の写し  
▽申込み期間  
5月1日（火）～31日（木）  
※郵送の場合は必着  
▽面接日  
6月中旬（別途連絡）  
※申込み・問合せ先  
鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係  
〒841-0037  
鳥栖市本町3丁目1494-1

### ▽勤務時間

月曜日から金曜日までの午前

☎81-3315



## 行政書士吉田法務事務所

- 建設業許可申請
- 運送業許可申請
- 倉庫業許可申請
- 産廃業許可申請
- 飲食業許可申請
- 車・船の名義変更
- 船舶免許の更新
- 在留資格の更新
- 遺言・相続相談
- 著作権相談
- 各種許認可申請
- 契約書類の作成

お気軽にお問い合わせください！TEL:0942-92-7067 HP:http://saga.blue/

有料広告

# 頑張る事業者を応援します！

～平成 30 年度 基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金について～

本補助金は、自らの利益の拡大により基山町産業の振興を図り、もって地域社会に貢献すると認めた産業団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、事業者自らの発案による事業を支援し、基山町の産業振興を図る目的で実施します。

▷公募期間 4月23日(月)～5月14日(月)

▷補助事業者の要件

事業者区分	要件
事業者	事業を営む(同種の行為を反復、継続、独立して行う)個人事業者(事業を行う個人)、法人事業者(資本金1億円未満の事業者に限る)
団体	事業者が共通の目的で設立した団体で、定款又は規約及び会計を有するもの
任意の団体	3以上の事業者の連名により申請する場合で、事業目的、事業内容により各事業者の役割が明確なもの
認定農業者等	認定農業者及び認定農業者になろうとする者、農地所有適格法人 ※事業者にも含まれます

▷対象・申請要件

事業区分	対象要件	申請要件
A事業	自ら生産性の向上を図り収益の拡大を行う事業	◆A事業及びB事業の要件(以下を1つ以上満たすこと) <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規性があることとし、単なる既存の事業でないこと</li> <li>・他への波及効果が高いと認められる事業</li> <li>・自社の経営改善、生産性の向上を伴う事業</li> <li>・新たな連携による事業で、定着が見込める事業</li> <li>・既存事業で、新たな取組を付加した事業</li> <li>・町外への発信効果が高い事業</li> </ul> ◆C事業の要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続性が高い事業と認められること</li> </ul> ※申請のあった事業について、国又は県に対象となる補助事業があるときは、補助の対象としない。 ※各事業とも、同一事業内容での採択は1回に限る。 ※災害等の復旧、修繕に係る経費でないこと。 ※機械及び器具のうち、中古資産の購入は50万円以下に限る。 ※補助金の交付決定前に支出された経費でないこと。
B事業	賑わいの創出や新たな特産品等の開発に寄与する事業であって、公益性が高いと認められた事業	
C事業	認定農業者等が単独で取り組む新規作物等の導入又は3割以上の規模拡大を行うために係る経費で、事業の継続性が高いと認められた事業	

▷補助金額等、補助率

事業区分	補助金額等		補助率
A事業	事業費の下限	30万円	事業者 1/3 以内、団体及び任意団体 1/2 以内
B事業	補助金額の上限	100万円	
C事業	事業費の下限	10万円	認定農業者等 2/3 以内
	補助金額の上限	200万円	

※補助金交付要綱や申請書の様式等は産業振興課にあります。また、基山町ホームページからもダウンロードできます。

受付・問合せ先 産業振興課 ☎92-7945